

司法修習生に対する給費制存続を！

～司法修習生の給費制維持を求める市民集会～

司法試験に合格して裁判官や検察官、弁護士(法曹)になるためには、司法試験を通っただけではなく、司法修習生として約1年間の司法修習を受け、修了しなければなりません。司法修習生は、その間、修習に専念する義務を負い、アルバイト等することも禁じられています。そのため、司法修習生には、修習期間である1年間、給与が支払われてきました(給費制)。しかし、給費制が本年11月をもって廃止となり、以後は、必要な者は国からの貸し付けを受けることとなる予定です(貸与制)。

しかし、今でも、司法修習生は、司法試験を受けるために通わなければならない法科大学院(ロースクール)の学費のために、平均320万円(最高額は1200万円)の借金(日弁連2009年調べ)を負い、そのような経済的負担等からロースクール入学希望者は、年々減少しています。このような状況で、司法修習が貸与制となってしまうと、司法修習生の借金はさらに増えてしまい、志ある多様な優秀な人材を経済的理由から法曹界から遠ざけてしまうおそれがあります。そのようなことになれば、市民のみなさんの法的ニーズに応え、権利を守ることが非常に困難になるものと考えられます。そのため、私たちは、司法修習生に対する給費制を維持すべく、立ち上がりました。

今年11月の給費制廃止を阻止するためには、市民の皆さんの声と行動が必要です。そこで、下記日時・場所におきまして、司法修習給費制維持のための市民集会を行います。まさに当事者である司法試験受験生の皆さんのご参加も、心からお待ちしております。ぜひ皆さんに集会にご出席いただき、実情やご意見をお聞かせください。

日時 2010年9月27日(月) 18:00～20:30

場所 愛媛大学法文学部本館8階大会議室

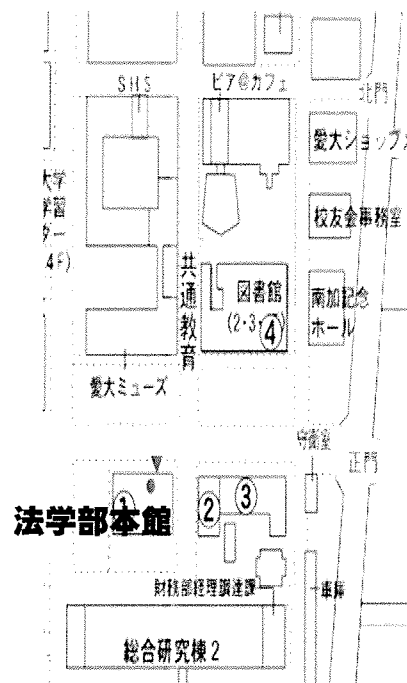
住所 松山市道後樋又10番13号

※ 参加費無料、申込不要

- ビデオレター
宇都宮健児(日本弁護士連合会会長)
- 基調講演
新里宏二(仙台弁護士会会長)
- パネルディスカッション
新里宏二(仙台弁護士会会長)
川上明彦(日弁連給費制維持対策本部長代行)
丹下晴喜(愛媛大学法文学部准教授)
本田良男(全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長)
新人弁護士(愛媛弁護士会)
(愛媛県労働者福祉協議会)

コーディネーター

菅陽一(愛媛弁護士会)



■お問い合わせ

愛媛弁護士会

愛媛県松山市三番町4丁目8番地8

089-941-6279 / 089-941-4110

主催 愛媛弁護士会

共催 日本弁護士連合会、四国弁護士会連合会、
香川県弁護士会、徳島弁護士会、高知弁護士会

後援 反貧困ネットワーク愛媛、愛媛県司法書士会